

庶民金融協議会会則

(名称)

第1条 本会は庶民金融協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、庶民金融の原点であるカウンセリング効果のある対面取引や地域及び顧客密着型経営を原則とした庶民金融業者の育成や営業権の確保をもって、地域の中小零細企業及び消費者の緊急かつ適正な資金需要に支障をきたすことのないよう規制の見直し等の活動を行うと共に、資金需要者等の利益の保護、多重債務問題の解決、ヤミ金融の被害防止を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 資金需要者等の真の利益を保護すべく、貸金業関連法の適正な見直しの提案。
- (2) 貸金業法の適正な見直しのための研究会および講演会等の開催。
- (3) タイムリーで継続的なカウンセリングを行い、健全利用の促進、多重債務の抑止、ヤミ金融の被害防止等を実効性のある庶民金融業の実践及びその育成。
- (4) 日本貸金業協会ほか、関係団体との連携および活動。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 本会は都道府県知事登録の貸金業者を対象とする。

(入会資格)

第5条 第4条を満たし、本会に入会申込書を提出し入会資格審査および役員会の承認を得た者

(役員)

第6条 本会に会長、副会長、理事、監事をおく

(役員を選出)

第7条 理事、監事は総会において選出し、会長、副会長は理事の互選にて指名する
2 会長は、必要に応じて役員会、正副会長会を招集する

(役員報酬)

第8条 会長、副会長、理事、監事等の全役員は無報酬とする

但し、会議に関する旅費については実費とし、別紙旅費規程に基づき支給する。

(経費)

第9条 本会の経費は入会金、寄付金及びその他の収入をもって充当する

(会計年度及び会計監査)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする

(規約改廃)

第11条 本会則の改廃は総会にて決定する

(補則)

第12条 本会則に定めのない事項については役員会で決定する

1 本会則は、平成20年10月1日から施行する。

